

万が一事故が起きてしまったら、
「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署へ事故の届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出していた
だくようお願いします。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

その場での示談はしないでください!

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。



STEP4 日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡ください。

0120-49-1012 シキユ アイオ イ ニッセイドウ **無料** 【受付時間】 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。



① 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。

(1) 事故発生の日時 (2) 事故発生の場所 (3) 事故の概要

ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額
を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。



② ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なく当社まで
お知らせください。

(1) 事故の状況 (2) 相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 (4) 自動運行装置の作動状況

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

右のコードから24時間365日利用可能なWebサービスを
ご利用いただくか、下記にご連絡ください。

0120-95-0055 **無料**



当社カスタマーセンターは、サポート
センター評価最高峰の国際認定資格^(注)
となる「セツ星」認定を取得しています。
(注) サポート業界で唯一のサポートセン
ターに特化した国際スタンダードに
基づくセンター認定プログラム

・ご住所、お車、年令条件および運転者限定の変更は、
当社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) で
24時間受付しております。

【ご注意いただきたい事項】・プライバシー保護のため、ご契約内容変更のご連絡と内容のお問合わせは保険契約者ご本人
さまからお願いします。・お車の入替えのお申出の場合は、お手元に新しく入替えられるお車の「車検証」(自動車検査証) をご用意
願います。・車両保険をセットされる場合、お車のご購入金額を確認させていただくので、「売買契約書」や「パンフレット」等をご用
意願います。・ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

事故・故障時のご連絡窓口

日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-49-1012 シキユ アイオ イ ニッセイドウ **無料**

【受付時間】 24時間365日

・おかけ間違いにご注意ください。

【事故・故障が起こった場合は】

「TSナビ」をご利用いただくか、お電話で
上記までご連絡ください。

- このパンフレットは「はじめてのクルマの保険」の概要を説明したものですので、「パンフレット別冊」もあわせてご覧ください。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説
明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代
理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料をキャッシュレスで払い込んでいただく団
体扱・集団扱契約、口座振替により払込みいただくご契約等は、原則として保険料領収証を発行しておりません。保険料領収証が必要な場合は、取扱代理店または当社に
お問合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内」(ID/
パスワード)通知)ハガキが届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、ご契約後に当社から連絡をすることがあります。
- 「はじめてのクルマの保険」はパーソナル自動車保険、「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転
特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・
見守るクルマの保険NexT」および「タフ・見守るクルマの保険プラスS」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関
する特約」がセットされた個人総合自動車保険(運転特性の取得方法によってペットネームが異なります)、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報
による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた
個人総合自動車保険、「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および
「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。
- 「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロード
サービス費用特約」で構成されています。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の
領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。した
がって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社
と直接契約されたものとなります。

防災に関するお役立ち情報
を提供するWebコンテンツ
をご用意しております。

アクセスは
こちらから!



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



● ご相談・お申込先

2025年1月1日以降保険始期用

全力 サポート
宣言

自動車保険の
豆知識

はじめてのクルマの保険編

はじめて
自動車保険に
入る方への
保険です



あいおいニッセイ同和損保



はじめてのクルマにはじめての「安心」を。

「はじめてのクルマの保険」は、はじめて自動車保険はじめてお車を取得した方が安心してカーライフ基本となる補償とロードアシスタンスサービスを

に入る方専用の自動車保険です。をお送りいただけるよう、お客さまをお守りする備えたシンプルでわかりやすい自動車保険です。

はじめてのクルマの保険

安心

1

お客さまをお守りする基本となる補償

「相手への賠償」は“無制限”補償！ご自身の「おケガの補償」もセットされます！はじめてのお車だからこそ備えておきたい「お車の補償」のセットをおすすめします！

相手への賠償(対人)

相手の方を死傷させた場合の補償

自動セット

対人賠償保険

7 ページ

人の損害

おケガの補償

ご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償

自動セット

人身傷害保険

8 ページ

ご自身の補償

相手への賠償(対物)

相手のものを壊した場合の補償

自動セット

対物賠償保険

7 ページ

お車・物の損害

お車の補償

ご契約のお車が壊れた場合の補償

任意セット

車両保険

9 10 ページ

安心

2

ロードアシスタンスサービス

24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます！

自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、修理工場等へのレッカー牽引・搬送等や現場での応急作業でサポート



レッカー牽引・搬送等



現場での応急作業

11 12 ページ

安心

3

安心の事故対応

万が一の事故時にも、24時間365日お客さまを全力でサポートするので安心です。

豊富な経験を通じ、さまざまな事故に対応できるノウハウを確立した専任担当者が示談交渉や定期的な経過報告を行います。



(注) 話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

3 4 ページ

ロードアシスタンスサービスのご利用や事故のご連絡の際は、「TSナビ」をご利用ください！

13 ページ

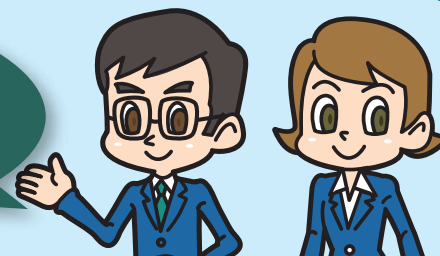
「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」や「被保険者(補償の対象となる方)」等について、「パンフレット別冊」に記載しています。右のようにコードおよびURLを各補償・特約のページに掲載していますのでご参照ください。インターネット環境のない方は、取扱代理店または当社までご連絡ください。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf13>



たとえば
このようなお客さまに
おすすめです！

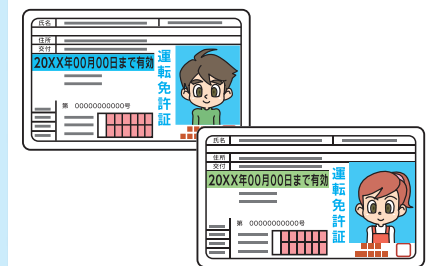


20才代など
年令の若い方で



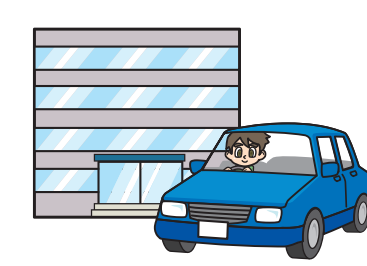
はじめてお車を取得したお客さま

運転免許を取得して



はじめてお車を取得したお客さま

通勤・通学のために



はじめてお車を取得したお客さま 等



- 「タフ・クルマの保険」では、運転免許証の色による割引(「ゴールド免許割引」)や運転者年令条件「35才以上補償」、お車の使用目的「日常・レジャー使用」などにより保険料が安くなります。そのため、契約条件によっては、「はじめてのクルマの保険」より「タフ・クルマの保険」の方が保険料が安くなる場合があります。契約条件の設定についてはP14をご参照ください。
- 「はじめてのクルマの保険」は、はじめて自動車保険に入る方専用の自動車保険です。そのため、満期を迎えた後は、「はじめてのクルマの保険」で継続することはできません(P20参照)。

より充実した補償・サービスをお求めのお客さまには **テレマティクス自動車保険をおすすめします。**

当社指定のテレマティクス端末やスマートフォンを活用した運転アドバイスなどの各種サービスをご提供し、お客さまの安全運転を支援します。また、安全運転スコアに応じて、継続契約の保険料に割引を適用します。さらに万が一のときは、高度な事故対応サービスでお客さまをしっかりサポートするので安心です。

当社オリジナルのドライブレコーダーを活用し、**事故・トラブル時にお客さまをフルサポート**します！



カーナビ機能でドライブ時の利便性も向上！スマートフォン1つで安全・安心なサポートが受けられます！



はじめてテレマティクス自動車保険をご契約の方に**おすすめ**！手軽にテレマティクスサービスを体感できます！



コネクティッドカーから取得したデータを**保険料割引**や**事故対応**に活用します！



※詳しくは「自動車保険の豆知識(タフ・クルマの保険編)」をご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせください。

「はじめてのクルマの保険」の対象となるご契約 記名被保険者(P11、P14参照)が個人のノンフリート契約(総付保台数が9台以下)であり、前契約がない6等級(S)、7等級(S)のご契約

「はじめてのクルマの保険」の対象となる自動車 次の8車種が対象となります(このパンフレットでは下記の8車種を「自家用8車種」といいます)。
・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車
・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
・特種用途自動車(キャンピング車)
※自家用8車種であっても下記自動車は対象外となりますのでご注意ください。
事業にのみ使用のお車、レンタカー、教習用自動車、公有・準公有自動車、販売用自動車、陸送自動車および受託自動車

万が一の事故時にも、24時間365日 お客様を全力でサポートします

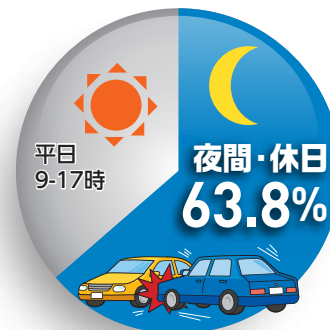


24時間365日 事故対応サービス

I'm ZIDAN

ご存知ですか？
夜間・休日の事故はなんと
60%以上！

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出（2023年度）



例えば このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故

ロードサービスの手配・病院
対応など当日中に対応

土曜日の朝



自分の車を修理

休日も修理工場と
打合わせが可能

日曜日の昼



相手の方からの連絡

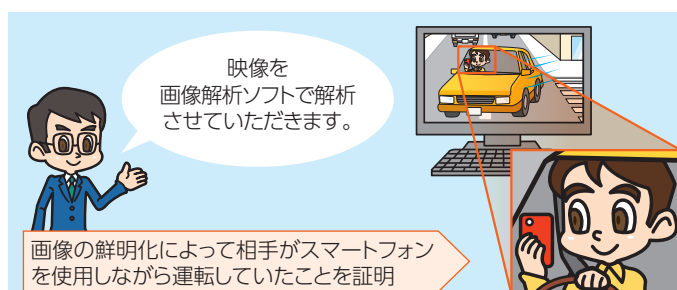
相手の方からの
休日の問い合わせにも対応

事故時にさらなる安心をご提供します。

専用の画像解析ソフトを活用した事故の原因調査を行い、迅速かつ適切な事故解決を実現

お客様からご提供いただいたドライブレコーダーの映像を専用の画像解析ソフトで解析し、人の目では判別できない事故の状況等を鮮明化します。客観的な事実に基づく事故対応を行い、迅速かつ適切な事故解決を実現します。

- ※1 さまざまな機関で多くの画像解析調査の実績があるAOSデータ株式会社社の画像解析ソフトを活用しています。
- ※2 ドライブレコーダーの映像より確認できる事故の状況等を踏まえ、必要に応じ画像解析ソフトを活用した調査を行います。
- ※3 ドライブレコーダーの映像やSDカードの状態によっては、解析を行えない場合があります。



I'm ZIDAN なら、夜間・休日も社員が対応！ だから、平日と変わらない対応で、
24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現！

詳しくはこちら

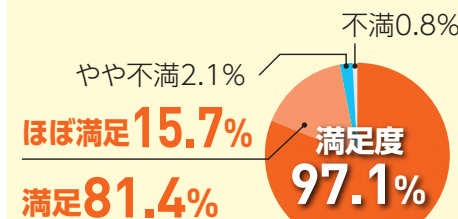


対応内容	事故の 受付	ロードサービス の手配	病院への 連絡	修理工場と の打合わせ	保険金支払い 可否の判断	示談交渉 ^(注)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前 の事故対応サービス	○	○	○	×	×	×

(注) 話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

お客さま満足度

事故対応全般に対して**97.1%**のお客さま
にご満足をいただいています！



I'm ZIDAN へのお客さまの声

大型連休中にあいおいニッセイ
同和損保から車の修理工場へ
連絡してくれたおかげで、**連休
明けを待たず、早く修理に着工
することができました。**車の修理が
早く終わってよかった
です！



連休前に事故を起こしてしまいました。**連休中、
相手の方から責任割合のことで何度も電話が
あり困っていましたが、あいおいニッセイ同和
損保へ相談したところ、休日もかかわらず
社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合に
ついてしっかり説明してくれました！**
相手の方も納得してくれたので、
とても安心しました。



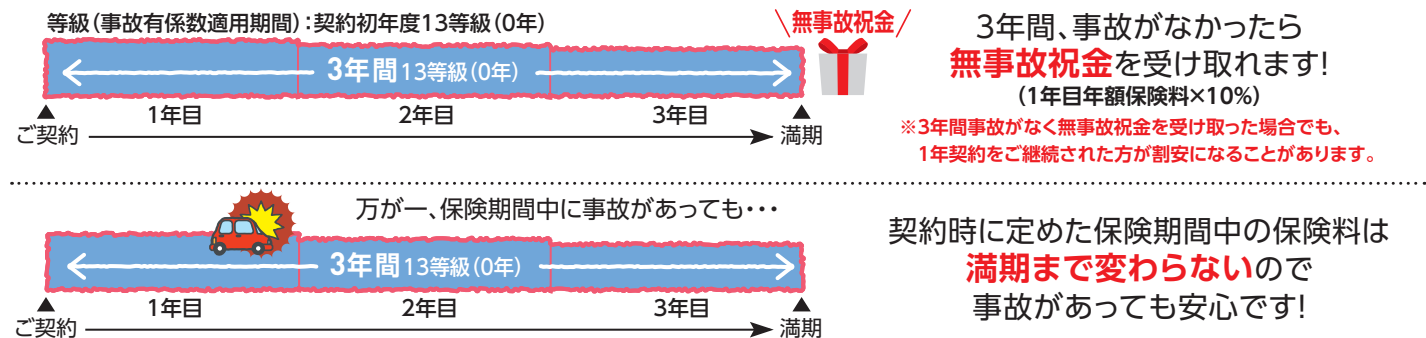
ご契約時から、万が一の事故のときまで、
お客さまを全力でサポートすることを誓います。

- 宣言1 お客さまをお待たせしません！
- 宣言2 すべてのお客さまへ親身な対応を行います！
- 宣言3 “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます！

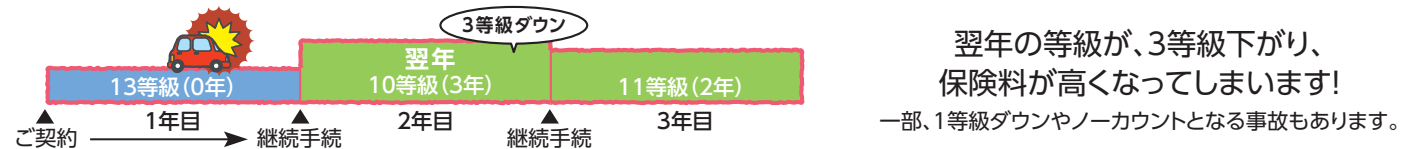
「無事故祝金付ロング」



3年契約の無事故祝金付ロングなら…



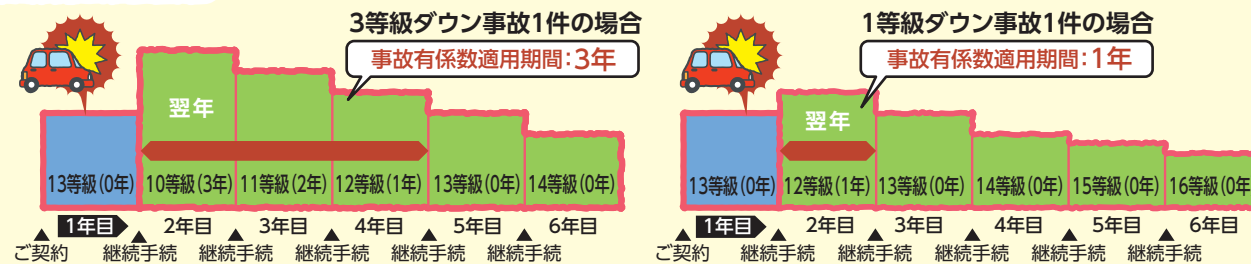
1年契約で保険期間中に3等級ダウン事故が1件起きた場合…



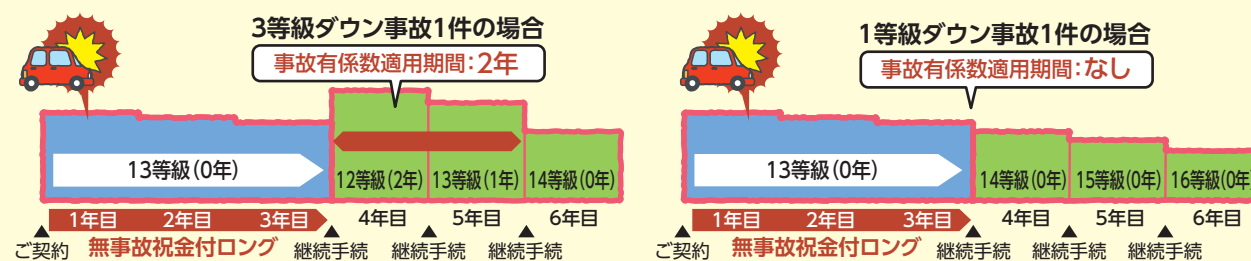
等級別割引・割増制度について

1年契約と3年契約とは、継続契約での等級・事故有係数適用期間の適用が以下の通り異なります!
(具体例) 1年目(始期日が2025年1月1日、13等級・事故有係数適用期間0年)に等級ダウン事故が1件発生した場合のイメージ

1年契約の場合



3年契約の場合



●前契約の保険期間が1年を超えるご契約(長期契約)の場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間は次の計算式のとおりに決定し、P16[表2]の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増率を適用します。

継続契約の等級

$$= \text{前契約の等級} + \left[\text{前契約の保険期間の年数} - 3 \times \text{3等級ダウン事故の事故件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故または等級すえおきの事故の事故件数} \right] - 3 \times \text{3等級ダウン事故の事故件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故の事故件数}$$

継続契約の事故有係数適用期間

$$= \left[\text{前契約の事故有係数適用期間} - \frac{\text{前契約の保険期間の年数}}{2} \right] + 3 \times \text{3等級ダウン事故の事故件数} + 1 \times \text{1等級ダウン事故の事故件数} - \frac{\text{前契約の保険期間の年数}}{2}$$

※1 前契約を保険期間の途中で解約した場合は、解約時までの既経過期間を保険期間の年数とします(1年未満の端数は切り捨てます)。なお、端数処理の結果、解約時までの既経過期間が1年以内の場合は、計算式と取扱いが異なります。

※2 計算式の〔〕内が0を下回る場合は0とします。

※3 事故有係数適用期間の計算結果に1年未満の端数が発生した場合には、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

※4 計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

※5 保険期間中に事故が発生しているご契約について途中で解約した場合や同一保険年度に2回以上の事故が発生している場合は、1年契約を継続したときと今回継続したご契約に適用する等級・事故有係数適用期間が異なる場合があります。また、事故が発生した保険年度によっても、1年契約を継続した場合と異なる場合があります。

※6 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」となります。

●「無事故祝金付ロング」は「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」がセットされた長期自動車保険のペットネームです。本特約をセットしないプランもご契約いただけます。

●「無事故祝金」とは「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」における「無事故返戻金」のことをいいます。

●次のすべての条件を満たすお客さまに、「無事故返戻金」としてご契約時の第1保険年度の年額保険料10%の金額を満期日翌月の金融機関所定の期日にお支払いします。

○保険期間が満了し、かつ保険料を全額払い込んでいただいていること

「まとめて割引」(ノンフリート多数割引)

お車を2台以上お持ちのお客さまにはこのようなメリットがあります。

メリット
1

夫婦でも、親子でも、企業でも
ご契約台数に応じて保険料を割引!

<適用条件>

- 1年契約の場合: 1保険証券で2台以上まとめてご契約
- 長期分割払契約の場合: 以下の①～③の条件がすべて「同一」であるご契約が2契約以上ある場合に、割引を適用します。

①取扱代理店 ②各保険証券の始期日および満期日 ③保険契約者

ご契約台数	2台	3～5台	6台以上
まとめて割引 割引率	3%割引 (例) 一家で2台	4%割引 (例) 一家で3台	6%割引 (例) 会社で6台

※1 適用する割引率は、始期日時点のご契約台数により決定しますので、保険期間の途中で台数の変更があった場合でも割引率は変わりません。
※2 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

メリット
2

保険料を分割払(月払)にしても、分割割増なし!

まとめて割引を適用せずご契約いただいた場合

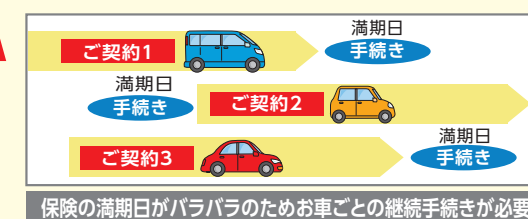


まとめて割引を適用した場合

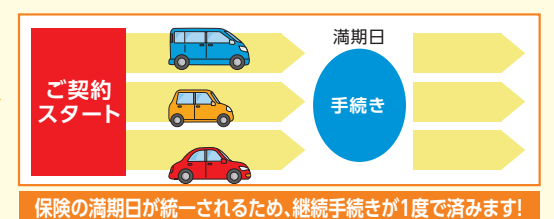


メリット
3

継続手続きがラク!



まとめて割引
適用



保険の満期日がバラバラのためお車ごとの継続手続きが必要

保険の満期日が統一されるため、継続手続きが1度で済みます!

「マモルで割引」(個人賠償プラン加入者割引)

日本生命グループでのみご加入いただける、
日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』と自動車保険にセットでご加入いただくと、

自動車保険の保険料が **2%割引** になります!

以下の①・②の条件をいずれも満たす場合に、割引を適用します。

- ①自動車保険(注)の始期日時点で有効なニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』のご契約があること
- ②保険契約者が同一かつ取扱代理店が同一であること

(注) ノンフリート契約が対象です。ドライバー保険を除きます。

※日本生命グループのうち、日本生命保険相互会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社のみ取扱いがございます。

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』については21、22ページをご確認ください▶

○保険期間中、下記特約以外の事故がないこと(下記特約のみに係る事故については、事故件数に含めず、無事故返戻金をお支払いします。)
対歩行者等傷害特約、犯罪被害事故特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約、ロードサービス費用特約、代車補償拡張特約、車内外身の回り品特約、日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約、企業・団体見舞費用特約、事業用積載動産特約、運送業者受託貨物賠償特約

●「まとめて割引」および「マモルで割引」は、無事故祝金の支払条件において無事故として取扱う上記特約等の特約保険料を除いた保険料に適用されます。

相手への賠償（対人・対物）



相手への賠償（対人）



対人賠償保険

自動セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額（ご契約金額） **2** を限度に保険金をお支払いします。

相手への賠償（対物）



対物賠償保険

自動セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金をお支払いします。なお、対物賠償保険では免責金額 **3** はありません。

! 保険証券に記載された保険金額が10億円を超える場合（無制限を含みます）であっても、ご契約のお車に業務として危険物を積載した場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故 **4** や航空機との対物事故等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。



対物超過修理費用特約

自動セット

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **5** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合 **6** を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

! 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

相手への賠償（対人・対物共通）



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故も補償します。

不正アクセス（ハッキング等）やご契約のお車の欠陥等を原因とする、被保険者 **7** に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額^(注)を限度にお支払いします。

(注) この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「認知症のご家族の運転」等による事故も補償します。

ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額^(注)を限度にお支払いします。

(注) この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



用語のご説明

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険（責任保険または責任共済）をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額（ご契約金額）

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。

3 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

4 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

5 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

6 責任割合

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

7 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方のことをいいます。

おケガの補償



保険金をお支払いできない主な場合等（「パンフレット別冊」）はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf13>



人身傷害保険

自動セット

自動車事故によりご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

自動車事故により、被保険者^(注1)が死傷した場合に、お客さまの損害の額^(注2)に基づいて、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者^(注1)が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円^(注3)を限度に補償します。



お支払対象となる損害

おケガをされたことによる損害

積極損害（救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用）、休業損害、精神的損害

後遺障害を被られたことによる損害

逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費、その他の損害

お亡くなりになったことによる損害

葬儀費、逸失利益、精神的損害、その他の損害

POINT

保険金額は十分な金額で設定してください。
なお、重度後遺障害^(注4)を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才		35才		45才		55才		65才	
扶養家族	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(1名)	無
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円	7,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円
重度後遺障害 ^(注4) の場合	2億1,000万円		1億9,000万円		1億7,000万円		1億4,000万円		1億円	

(注1) 次のいずれかに該当する方をいいます。

- ・ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
- ・ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、自賠法第2条第3項に定める保有者または自賠法第2条第4項に定める運転者

(注2) 「お客さまの損害の額」（治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等）の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

(注3) 以下のいずれかに該当する場合、支払限度額は無制限とします。

- ・人身傷害保険の保険金額が無制限の場合
- ・重度後遺障害^(注4)を被った場合

(注4) 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

例えばこのような事故のとき

お客さまのお車とAさんのお車が交差点で出合頭に衝突。お客さまが入院6か月のケガをされた場合。

お客さまの責任割合は70%
※責任割合は一例です。



お客さまの損害の額 **500万円** × お客さまの責任割合 **70%** = お客さまのご負担額 **350万円**

〔治療関係費・休業損害・精神的損害等〕

Aさんからの賠償に先行して人身傷害保険からお客さまの損害の額 **500万円** をお支払いします。

当社が保険金額の範囲内で、お客さまの損害の額を相手の方からの賠償に先行して補償します。

※上記は相手の方からの賠償に先行して、お客さまの損害の額の受取りを希望された場合の具体例です。



車両保険 任意セット

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします(車両保険金額は市場販売価格相当額 **8** を参考にお決めください)。車両保険では免責金額を設定していただきます。

POINT		補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。						
○ 補償します	×	補償できません						
ご契約タイプ	補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車 以外の自動車(注1) との衝突・接触	②乗用具との 衝突・接触	③歩行者・動物(注2) との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾、労働争議に 伴う暴力行為 または破壊行為	
	一般補償	○	○	○	○	○	○	
	10補償限定 9	○	○	○	○	○	○	
ご契約タイプ	補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・ 高潮	⑧落書、いたずら(注3)、 窓ガラス破損	⑨飛来中または 落下中の他物 との衝突	⑩その他の偶然な事故 (①～⑨および⑪～⑬に 該当する事故を除きます)	⑪電柱・ガードレール 等の他物との 衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
	一般補償	○	○	○	○	○	×	
	10補償限定	○	○	○	○	×	×	×

(注1)「運転者または所有者が確認できない自動車(あて逃げ等の場合)」や「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2)鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注3)「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

故障による損害(バッテリー上がりを含みます)、タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)やご契約のお車に定着されていない付属品などの損害(火災による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

0:100 車両保険無過失事故特約 セット可能なお契約 | 車両保険をセットしたご契約。 任意セット

「もらい事故」等、お客さまに過失がない事故の場合に、等級をダウンせずに車両保険を利用できます。

次の①～③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故 **10** として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

①ご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)～(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に追突された事故	(b) 相手自動車のセンターラインオーバーによる事故	(c) 相手自動車の赤信号無視による事故	(d) 駐車中に相手自動車に衝突・接触された事故
-------------------	----------------------------	----------------------	--------------------------

②上記①以外のご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

全損時諸費用特約 セット可能なお契約 | 車両保険をセットしたご契約。 任意セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のお車が車両事故 **11** により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円) **(注)**をお支払いします。

(注)新車特約または車両全損時復旧費用特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額または復旧費用限度額 **12** を限度に車両保険金が支払われる場合、次の金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。

- 新車特約をセットしている場合、新車保険金額
- 車両全損時復旧費用特約をセットしている場合、復旧費用限度額

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 任意セット

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります) **(注)**となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

(注)地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約に定める全損に該当する主な条件は次のとおりです(車両保険等に定める全損とは異なります)。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
 - ・ルーフの著しい損傷
 - ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷
 - ・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
- ご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合
- 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
- 等

! 車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。詳しくは、「パンフレット別冊」をご参照ください。

新車特約 任意セット 車両全損時 復旧費用特約 任意セット

新しいお車 長年愛用のお車

大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。

車両事故 **(注1)**により、ご契約のお車に次の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買替えられた場合に、代替自動車の購入費用 **(注2)**をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費 **(注2)**をお支払いします。

新車特約の場合

- ①お車が修理できない場合、または修理費が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額 **13** の50%(内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます)以上となる場合

車両全損時 復旧費用特約の場合

お車が修理できない場合、または修理費が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合

(注1)盗難事故は本特約のお支払いの対象となりません。ただし、盗難後ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでにご契約のお車に損害が発生したときは、本特約のお支払いの対象となります。

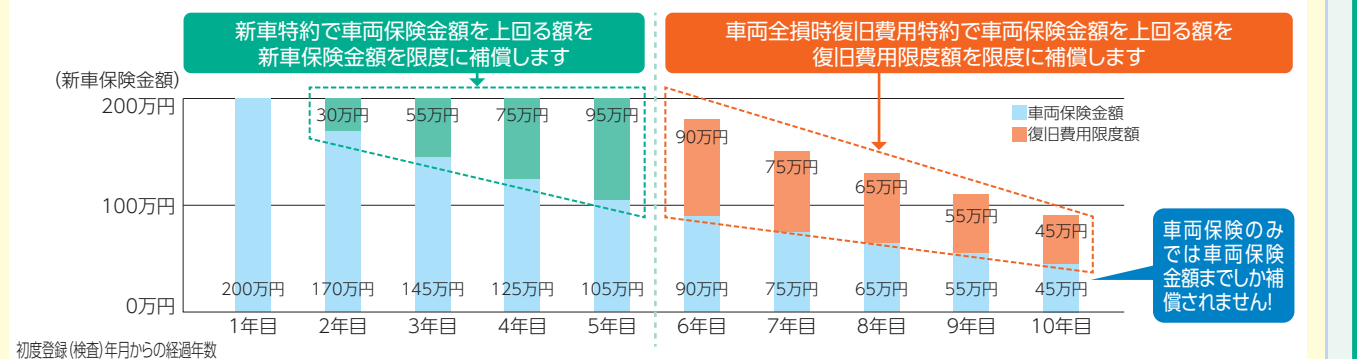
(注2)新車特約の場合は新車保険金額、車両全損時復旧費用特約の場合は復旧費用限度額 **12** を限度とします。

※当社では万が一の事故に備えて、本特約を対象契約へセットすることを提案しています。

POINT

未永く代替自動車の購入費用が補償されるので安心です。

〈初度登録(検査)年月からの経過年数別の補償イメージ〉例:200万円で新車を購入し、その同月に自動車保険の新規契約(保険期間1年)を締結した場合



セット可能なお契約 車両保険をセットしたご契約(型式不明車のご契約を除きます)。

	初度登録	61か月
新車特約の場合	満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月以内のご契約	満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月を超え、始期日 14 時点(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、最終保険年度)の車両保険金額が新車保険価額の 50%以上 のご契約
車両全損時 復旧費用 特約の場合	次の①②をすべて満たすご契約 ①満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月超であること ②始期日時点の車両保険金額が新車保険価額の 50%未満 であること	

※1 新車特約の場合、車両全損時復旧費用特約をセットしたご契約にはセットできません。

※2 車両全損時復旧費用特約の場合、新車特約をセットしたご契約にはセットできません。

? 用語のご説明

8 市場販売価格相当額

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

9 10補償限定

車両保険「10補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。

10 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P15参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

11 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

12 復旧費用限度額

車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

13 新車保険価額

保険契約締結の時にけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。なお、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合には、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額とします。新車特約をセットする場合は、新車保険価額を新車保険金額として設定します。

14 始期日

保険期間の初日をいいます。

クルマのトラブルサポート



ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能¹⁵となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ、ご契約のお車が自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合や盗難された場合等に必要となる

※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です([自動セット](#))。



ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、当社への事前連絡が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf13>

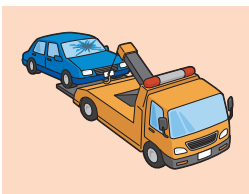


① レッカー牽引・搬送等 レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行い、これらの作業に必要な費用を限度額無制限にお支払いします^{(注1)(注2)}。

(注1) 原則として最短経路での搬送に要した費用に限り、寄り道等した場合の費用は対象外となります。
(注2) お客さまご自身で業者を手配された場合は、ロードサービス費用特約の運搬費用保険金での補償となります(1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)限度で補償します)。

- ※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象外となります。
- ※2 ロードアシスタンスサービスのレッカー現場急行サポートが利用できる場合は、ロードサービス費用特約に優先してレッカー現場急行サポートをご提供します。
- ※3 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。
- ※4 電気自動車またはプラグインハイブリッド車が電欠等によって自力走行不能となった地から充電施設等までのレッカー牽引・搬送等にかかる費用もお支払いします。



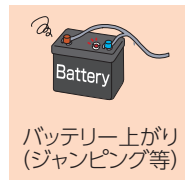
当社への
事前連絡で
費用無制限^{(注1)(注2)}

【初期対応コンシェルジュサービス】 レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスを提供します。

- 移動・宿泊「安心」サポート(現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内)
- 修理工場のご案内
- 夜間休日医療機関情報のご提供
- ご家族への伝言

② 応急作業 クイック修理サービス

1 現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、ガス欠の場合のサービスのご提供は、**保険期間(ご契約期間)中1回^(注1)のみ無料**となります。



バッテリー上がり
(ジャンピング等)



タイヤのパンク
(スペアタイヤ交換)

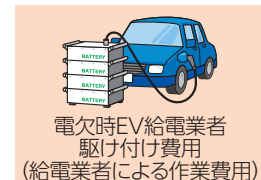


ガス欠^(注2)



キーの閉じ込み、
盗難または紛失
(ドアの開錠)^(注3)

等



電欠時EV給電業者
駆け付け費用
(給電業者による作業費用)

1回につき
5万円限度^(注4)

(注1) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、まとめて割引(P18参照)適用契約は回数の制限がありません。

(注2) 外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。ただし、自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

(注3) セキュリティ装置(イモビライザー等)付き車両等の開錠は対象外となります。

(注4) 必要かつ妥当な費用に限り、なお、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。

お客さまがJAF会員の場合 上記1に記載の「クイック修理サービス」をご利用のお客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。

ご利用条件を満たし、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回^(注5)に限り4,000円を限度に費用が無料となります。

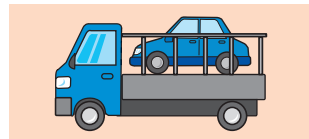
【ご利用条件】日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡をいただき、MS&ADグランアシスタンス(株)がJAFに手配を行っていること 等

(注5) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。

※レッカー牽引・搬送等レッカー現場急行サポートをご利用された場合は対象外となります。

③ 修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後搬送費用保険金)

④ 修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき
15万円限度
(修理後引取費用保険金)

つけ、①レッカー牽引・搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。
下記③④の費用はロードサービス費用特約で補償します。



事故または故障・トラブルのときは、必ず事前に下記へご連絡ください!
「TSナビ」(P13)もご利用いただけます。

- お電話で日本生命お客さま専用ダイヤル(0120-49-1012)にご連絡ください(裏表紙参照)。
- LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

※1 LINEおよびLINEロゴは、LINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

※2 本サービスは、電話機能およびLINEアプリをご利用いただけるスマートフォン端末のみ、ご利用いただけます。

LINEの友だち
追加はこちら!



耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使って当社担当者へご連絡いただけます。詳細は当社ホームページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。



お客さま・
事故のお相手



オペレータ



当社担当者



- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要となる場合があります。
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、燃料切れ(電欠等を除きます)等の場合は、ロードサービス費用特約のお支払いの対象外となります。
- ロードアシスタンスサービスの対象となる自動車は、保険証券に記載されたご契約のお車となります。
※共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象外となります。また、「他車運転特約」対象のお車等、ご契約のお車以外の自動車は対象外となります。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のお車に乗車中の方(一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます)となります。ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中の方はご利用いただけません。
- 出勤業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社であるMS&ADグランアシスタンス(株)がご提供します。必ず、事前に日本生命お客さま専用ダイヤルにご連絡ください。
- インターネットで検索したレッカー業者に依頼した結果、法外な費用が請求されるケースが発生しています。レッカー牽引・搬送等が必要な場合は、必ず日本生命お客さま専用ダイヤルへ事前にご連絡いただくか、取扱代理店にご相談いただくよう、運転されるご家族の方等にもお伝えください。
- 日本生命お客さま専用ダイヤルへ事前にご連絡いただいていない場合、ロードアシスタンスサービスの対象外となります。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますが、限度額の範囲内であっても、必要かつ妥当な費用に限り、なお、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。

インターネットで依頼したロードアシスタンスサービスのトラブルにご注意!



【トラブルの例】

- ・サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を請求された
- ・ロードサービス業者から「全額損害保険会社に請求できる」と虚偽の説明をされ、自己負担が発生した

トラブルにあわないためにも、レッカー牽引・搬送等が必要な場合は、必ず、事前に日本生命お客さま専用ダイヤル等へご連絡ください!



サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

その他の補償



他車運転特約

自動セット

借りたお車でのご事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者¹⁶ またはそこご家族¹⁷の方が、用途車種が自家用8車種である他人の自動車を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車を「ご契約のお車」とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・車両)をお支払いします^(注)。

(注) 運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



臨時代替自動車特約

自動セット

整備・修理・点検等の間に臨時で借りたお車でのご事故をご自身の保険で補償します。

ご契約のお車が整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車^(注1)を使用してご自身の事故について、臨時に借用した自動車^(注1)をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・車両)をお支払いします^(注2)。

(注1) 記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする賃貸契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。

(注2) 運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



用語のご説明

15 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態を含みます。

16 記名被保険者

保険申込書や保険証券の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。記名被保険者の選定についてはP14をご参照ください。

17 ご家族

記名被保険者の配偶者¹⁸、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

18 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等)

まるごとマモル

ご契約内容の変更手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、
次のサポート機能をご用意しています。

※「はじめてのクルマの保険」には、万が一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能(特約)がないため、継続手続きを行っていただけなかった場合、補償がなくなりますのでご注意ください。

■ご契約のお車の入替自動補償特約

自動セット

保険契約締結日以降に、新たにお車を取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のお車と入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなお車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなお車をご契約のお車とみなして補償します^(注)(取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です)。

(注)車両保険については、新たなお車を取得した時および場所における新たなお車の価額を車両保険金額とします。

入替手続きが、新たなお車の取得日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります(入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

■運転者限定特約・運転者年令条件特約

任意セット

運転者限定や運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します(追加保険料の払込みがない間は適用しません)。

①運転者限定	・保険契約締結日以降に、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします)の子が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日以降に、新たに記名被保険者の配偶者 ^(注) 、記名被保険者またはその配偶者 ^(注) の同居の親族・別居の未婚の子に該当した場合
②運転者年令条件	・保険契約締結日以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日以降に、新たに記名被保険者の配偶者 ^(注) 、記名被保険者またはその配偶者 ^(注) の同居の親族に該当した場合

(注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。

契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります(契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談)
■クルマのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

クルマの安心サポート

0120-4132-56

無料

*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。
ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者の**お名前**、**ご加入の保険商品名**の他、**証券番号**またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要になります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

「TSナビ」

～日本生命のお客さま専用モバイルサービス～

安心!便利!

事故連絡・サービス案内

画面にそって操作するだけで、事故連絡やレッカー手配などが簡単に行えます。

例えば、こんなときにお役に立ちます

・事故にあったが、保険会社の電話番号がわからない!

ご契約に関するご連絡(契約内容変更等)

当社カスタマーセンターにご連絡いただけます。契約内容変更のお手続き等が可能です。

例えば、こんなときにお役に立ちます

・車を買替えた!・引越して住所が変わった!



ご契約者さま専用ページ

お持ちのスマートフォンから自動車保険の契約内容や事故の経過をご確認いただけます。

例えば、こんなときにお役に立ちます

・子ども夫婦が帰省するので、年令条件や運転者範囲を確認しておきたい。

※画面は2024年10月現在のものです。実際の画面とは異なる場合があります。

「GPS-i位置情報通知システム」で見知らぬ場所でのお車のトラブルでも安心です!

「GPS-i位置情報通知システム」はお客さまの現在地をお知らせいただけるシステムです。万が一の事故や故障によるロードアシスタンスサービスのご提供時に、より迅速に現場の特定ができるため、旅先など見知らぬ場所でのトラブルでも安心です。



「TSナビ」アクセスはこちらから!!

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/sp/ts/>

※「お気に入り」または「ブックマーク」にご登録ください!



契約条件等
について

記名被保険者・運転者範囲の設定等

1 記名被保険者について

(1) 記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者(補償の対象となる方)の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を定めるための重要な事項です。

ご契約のお車を「主に使用される方」^(注)等から1名を設定してください。

(注)ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

①主たる運転者(運転頻度の高い方) ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

(2) 記名被保険者の生年月日をご確認ください。

運転者年令条件を「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。「記名被保険者年令別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

【記名被保険者年令別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80才以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

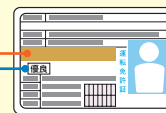
※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

(3) 運転免許証の色をご確認ください。

始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認ください(運転免許証の現物でご確認ください)。

色を確認

ゴールド免許には「優良」の表示があります。



※1 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。

※2 記名被保険者が運転免許証をお持ちでない場合や国際運転免許証のみ持ちの場合は、「その他」の区分とします。

※3 記名被保険者の運転免許証の色は、「はじめてのクルマの保険」の保険料を算出するための要素ではありません。継続契約のご案内に必要となりますのでご確認ください。

2 ご契約のお車の使用目的について

ご契約のお車の使用目的をご確認ください。

ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。ご契約のお車を使用するすべての方の使用実態によりご判断ください。

ご契約のお車を年間を通じて^(注1)月15日以上お仕事^(注2)に使用しますか?

はい

いいえ

業務使用^(注3)

ご契約のお車を年間を通じて^(注1)月15日以上通勤・通学(送迎は含みません)に使用しますか?

はい

いいえ

通勤・通学使用

日常・レジャー使用

(注1)「年間を通じて」とは、始期日以降1年間をいいます。保険期間の途中で使用目的が変更になる場合は、その時点以降1年間をいいます。(注2)「お仕事」とは、労働の対価を得ることを目的として行う行為をいいます(ボランティアは除きます)。(注3)ご契約のお車を事業にのみ使用する場合は、「はじめてのクルマの保険」ではご契約できません。

※1 「はじめてのクルマの保険」では、「業務使用」・「業務使用以外(通勤・通学使用、日常・レジャー使用)」の2区分により保険料が異なります。

※2 選択した使用目的と異なる状態で一時的に使用する場合、年間を通じて月15日以上その状態で使用しないのであれば、使用目的の区分を変更する必要はありません。

3 補償される運転者の範囲について

運転者限定・運転者年令条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、限定した運転者の範囲・年令条件と異なる方がご契約のお車を運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●運転者限定:「本人限定」「本人・配偶者限定」 ●運転者年令条件:「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」

◎ 運転者年令条件にかかわらず補償します

○ 運転者年令条件を満たした場合に補償します^(注1)

✕ 補償できません

運転者の範囲	①記名被保険者	②①の配偶者	③①または②の同居の親族	④①～③以外の方(別居の親族・友人・知人等)	⑤①～③の方が営む事業の業務に従事する従業員
運転者限定					
本人限定	○	✕	✕	✕	✕
本人・配偶者限定	○	○	✕	✕	✕
限定なし	○	○	○	◎ ^(注2)	○

(注1) ①～③・⑤の方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年令に応じ、運転者年令条件を選択してください。

(注2) ④の方が⑤に該当する場合は、運転者年令条件を満たした場合に補償します。その方を含めて運転者年令条件を選択してください。

保険料決定の仕組み

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の範囲・条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

①等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

15 ページ

ご契約のお車の型式ごとに決定される要素

②型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

17 ページ

契約条件によって決定される要素

③各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

18 ページ

① 等級別割引・割増制度

「はじめてのクルマの保険」の対象となるご契約は6等級(S)または7等級(S)のみですが、ここでは等級別割引・割増制度全般のご説明をします。ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

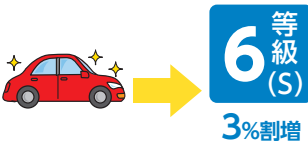
この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間 19 等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します)。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1)新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

●はじめてのご契約の場合

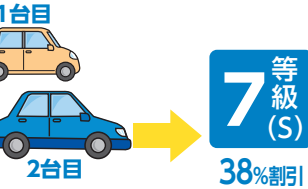
6等級(S)を適用し、3%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



●既に11等級以上の自動車保険^{(注1)(注2)}があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降のお車について新たに契約する場合^(注3)

次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)を適用し、38%の割引を適用します。

また、事故有係数適用期間は0年となります。



セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

- 1台目および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者	●1台目のご契約のお車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者	●1台目のご契約の記名被保険者
●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
	●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については取扱代理店または当社までお問合わせください。

(注2)他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。

(注3)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。



「はじめてのクルマの保険」の契約締結後に正しい等級・事故有係数適用期間への訂正が必要になった場合は、始期日から「タフ・クルマの保険」等に加算し直していただきます。特に、「タフ・クルマの保険」では、対人臨時費用特約等の特約が自動的にセットされ、充実した補償となります。そのため、保険料が高くなる場合があります。



15

用語のご説明

19 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

(2)継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。

※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

【表1】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故		無事故・ノーカウント事故			3等級ダウン事故			1等級ダウン事故				
		前契約の等級+1			前契約の等級-3×事故件数			前契約の等級-1×事故件数				
等 級					(事故1件の場合)			(事故1件の場合)				
例		前契約	継続契約	1つ 上がります	前契約	継続契約	事故1件につき3つ 下がります	前契約	継続契約	事故1件につき1つ 下がります		
		16等級	17等級		16等級	13等級		16等級	15等級			
事故有係数適用期間	前契約が0年	0年で変わりません			前契約の適用期間(0年)+3×事故件数			前契約の適用期間(0年)+1×事故件数				
		例	前契約	継続契約	1つ 下がります	前契約	継続契約	事故1件につき3年 加えます	前契約	継続契約	事故1件につき1年 加えます	
	無事故0年 無事故0年				無事故0年 事故有3年				無事故0年 事故有1年			
	前契約が1~6年	前契約の適用期間-1			前契約の適用期間-1+(3×事故件数)			前契約の適用期間-1+(1×事故件数)				
例		前契約	継続契約	1年 引きます	前契約	継続契約	1年引いた後に 事故1件につき 3年加えます	前契約	継続契約	1年引いた後に 事故1件につき 1年加えます		
		事故有3年	事故有2年		事故有3年	事故有5年		事故有3年	事故有3年			

※上記【表1】は前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については取扱代理店または当社までお問合わせください。

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

		割 増				割 引															
等 級		1(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

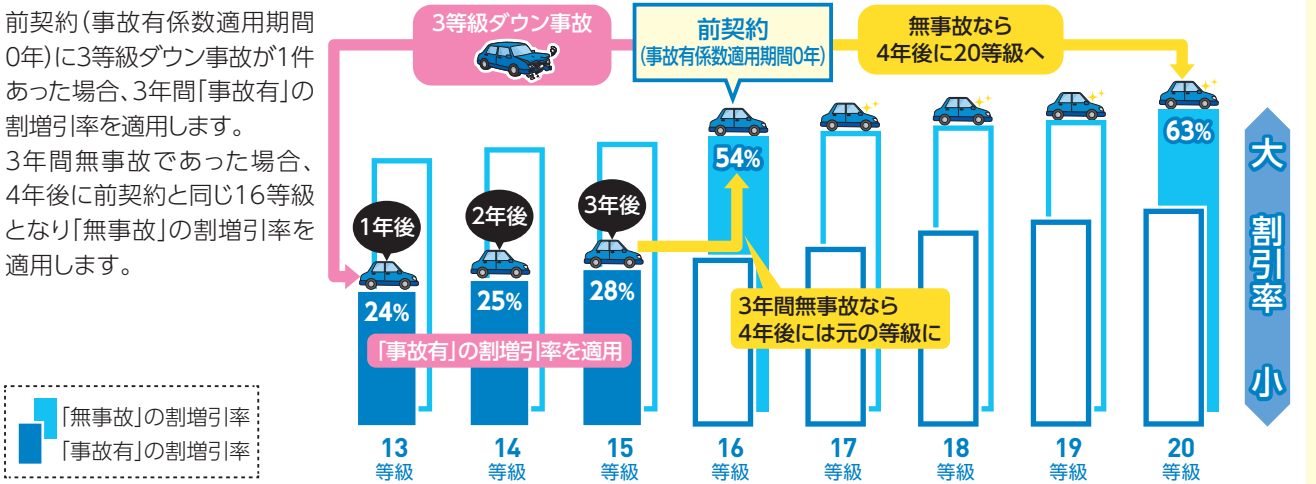
(注)継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。

①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること

②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること

3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割増引率を適用します。
3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級となり「無事故」の割増引率を適用します。



補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等)

まるごとマニアル

16

(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

●3等級ダウン事故

下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故をいいます。

●1等級ダウン事故

「車両保険(注1)」に係る事故のみで、原因が次によるものをいいます。

火災・爆発(注2)、ご契約のお車の盗難、騒擾(注3)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落書(注4)または窓ガラスの破損(注2)、いたずら(注5)、飛来中または落下中の他物との衝突、前記の他の偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落は、3等級ダウン事故として取り扱います)

(注1) 新車特約、車両全損時復旧費用特約、全損時諸費用特約に係る事故を含みます。

(注2) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。

(注3) 多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が発生する状態をいいます。

(注4) ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が銅板まで達しない程度のものをいいます。一般的には銅板部分のへこみを伴ういたずら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行います。

(注5) 「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)」との衝突または接触によるもの」は、3等級ダウン事故として取り扱います。

●ノーカウント事故

次の補償・特約に係る事故をいい、事故件数に含めません。

- 人身傷害保険
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約(注6)
- 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約(注6)
- 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
- ロードサービス費用特約

(注6) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。

また、上記の他、下記のいずれかに該当する場合も、ノーカウント事故として取り扱います。

- ・支払われる保険金が、車両保険の保険金とは別にお支払いする車両保険の費用保険金(損害防止費用、権利保全行使費用等)のみの場合
- ・車両保険無過失事故特約に定める所定の条件を満たす事故の場合
- ・道路運送車両法第41条に定める自動運行装置を使用した走行中の事故により対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険(1等級ダウン事故除く)、自損傷害特約等に係る保険金をお支払いする場合



- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「1等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「1等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「ノーカウント事故」として取り扱います。

等級別割引・割増制度に関する注意事項

- 「前契約」には他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。また、中断証明書を適用し新たに契約する場合は、中断証明書に記載されている等級および事故有係数適用期間等に基づき、等級および事故有係数適用期間を決定します。なお、「前契約」や中断したご契約の保険期間が1年未満のご契約または1年を超えるご契約は取扱いが異なります。
※前契約の始期日が平成24年9月以前の場合は、一部、取扱いが異なることがあります。

- 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。事故有係数適用期間の上限は「6年」、下限は「0年」となります。
- 次のいずれかの場合、7～20等級を引き継ぐことはできません。

- ・今回継続するご契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合
- ・今回継続するご契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去31日以前の場合
- ・前契約が解除された場合

- 次のいずれかの場合、前契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とするご契約に対しては、前契約と同一の等級・事故有係数適用期間を適用します。

- ・前契約の等級(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします)が1～5等級または6等級(F)の場合
- ・事故有係数適用期間(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします)が1～6年の場合

- 契約手続き後に次の事由が発生した場合等は、手続きしたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・前契約に事故が発生した場合
- ・前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄した場合
- ・前契約が解除された場合
- 等

2 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車では「1」～「17」の17段階、自家用軽四輪乗用車では「1」～「7」の7段階に区分した料率クラスを保険料に適用する制度を導入しています。「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定し、原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績(損害保険料率算出機構が決定します)」よりも低い場合はクラスが下がり(保険料が安くなります)、高い場合はクラスが上がります(保険料が高くなります)。そのため、ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次年度の保険料が上がるケースがあります。

対物賠償の事故発生状況が悪化すると…

対人・自損クラス	対物クラス	傷害クラス	車両クラス
9	9	9	9
9	10	9	9
対物クラスが上がり、対物保険料が高くなります			

3 各種割引制度

一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。
割引内容や適用条件等の詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■ASV割引

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車であること

②衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装備されていること(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限ります)

③ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前に始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)があること

■ECOカー割引(先進環境対策車割引)(注1)

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して13か月以内の「ハイブリッド車」、「電気自動車・PHV」、「燃料電池車」または「CNG車(圧縮天然ガス自動車)」の場合、保険料が割引となります。

- ハイブリッド車とは…車検証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車
- 電気自動車・PHVとは…車検証の「燃料の種類」欄に「電気」または「ガソリン・電気」と記載がある自動車
- 燃料電池車とは…車検証の「備考」欄に燃料電池車であること記載がある自動車
- CNG車(圧縮天然ガス自動車)とは…車検証に燃料が圧縮天然ガス(CNG)であること記載がある自動車

■福祉車両割引(注1)

車いす移動車や身体障害者輸送車などで一定の条件を満たす自動車の場合、保険料が割引となります。

※本割引の対象となるお車の条件については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

■新車割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合、保険料が割引となります。

■ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引)

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、車両保険料が割引となります。

①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車かつ新型式の自動車であること

②当社の衝突実験装置を用いて行われる所定の衝突実験により、耐損傷性・修理性の改善度にかかわる所定の基準を満たしていること

③始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して13か月以内であること

■ワンサボ無事故割引(24時間自動車保険無事故割引)(注4)

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

①前契約がなく、ご契約の等級が6等級(S)または7等級(S)で「事故有」の割増率が適用されていないこと

②ご契約の記名被保険者とワンデーサポーター(24時間単位型自動車運転者保険)の記名被保険者が同一であること

③ご契約の始期日の前日から過去3年間に満期日のあるワンデーサポーターのご契約回数(注5)(注6)が5回以上で、かつ、その契約に事故が発生していないこと(注7)

■まとめて割引(ノンフリート多数割引)

1保険証券(注8)で2台以上まとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

※2 まとめて割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

■マモルで割引(個人賠償プラン加入者割引)

6ページをご参照ください。

(注1) ECOカー割引(先進環境対策車割引)と福祉車両割引の条件を共に満たす場合は、福祉車両割引を適用します。

(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、6等級(S)に対する割引は初年度のみ適用されます(2年度目以降は6等級(S)以外の割引率を適用します)。

(注3) 耐損傷性・修理性の改善度合いによって割引率を決定します。

(注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、初年度のみ適用します。

(注5) ワンデーサポーターのご契約回数は、24時間単位型自動車運転者保険契約で付与された証券番号の件数をいいます。例えば、1回のお手続きで7日間のご契約を締結し、7つの証券番号が付与された場合、ご契約回数は7回となります。ただし、当社の定める個人間カーシェア事業者を保険契約者とする24時間単位型自動車運転者保険契約で保険期間が12時間の場合は0.5回とカウントします。ご契約回数を合計した結果、1未満の端数が発生した場合には、小数点以下を切り捨てます。

(注6) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間のカーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)の累計走行距離について、100kmを1回としてワンデーサポーターのご契約回数とみなします。

(注7) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間、カーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)に事故が発生していないことも割引適用の条件となります。

(注8) 保険期間が1年を超えるご契約(一時払を除きます)の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」および「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、取扱代理店、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、まとめて割引を適用します。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf/13>



保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

○ 選択できます ✕ 選択できません			
主なキャッシュレスの払込方法	概要	一時払	分割払
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○	○ (注1)
クレジットカード払 (保険料クレジット カード払特約)	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。 カード名義人が保険契約者ご本人さまである場合のみお取扱いが可能です (ご本人名義のカードであれば保険契約者が未成年の場合でもお取扱いできます。 カード名義人が保険契約者ご本人さま以外の場合は、ご家族名義のカードであ ってもお取扱いできません)。 団体扱契約の場合、お取扱いできません。保険料の領収日はカードのご利用日 となります。	○	✕ (年払は 初回保険料のみ 選択可能です)

※事故の発生が初回保険料の払込前^(注2)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。

(注2) 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」をいいます。

上記の他、ネット決済^(注3)、デビットカード決済もあります。詳細は取扱代理店へご確認ください。

(注3) ネット決済とは、保険契約者のスマートフォン・タブレットでQRコード^(注4)を読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注4) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

口座振替の注意事項

初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日(払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り)を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末^(注)」または「口座振替申込書」にてお手続きください。

(注) P-station等を利用して口座登録する端末をいいます。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

団体扱・ 集団扱制度の特長

- 団体扱・集団扱制度を適用しないで加入した場合と比べて、一括払なら5%割安、月払でも分割払による割増はありません。
- 契約時に保険料を準備する必要はなく、キャッシュレスでご契約が可能です。保険料は所定の方法で後払となります。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 団体の所属員 (右記のいずれかの方) (2) 集団自身 ① 団体の役員・従業員 ② 団体の構成員 ③ 上記②の役員・従業員 ④ 集団を構成する団体の構成員 ⑤ 上記④の役員・従業員
記名被保険者・ 車両所有者 ^(注)	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族

(注) 所有権留保条項付売買契約による自動車の買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなします。

保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

その他

契約概要のご説明等

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

1.商品の仕組み

「はじめてのクルマの保険(パーソナル自動車保険)」は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「お車の補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P7～13、「パンフレット別冊」をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
・補償は始期日の午後4時^(注)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」・「使用目的」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書でご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

・受付時間 [平日9:00～17:00
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

0120-721-101 (無料)

事故・故障が起こった場合は

「TSナビ」をご利用いただくか、お電話で下記までご連絡ください。

シキョウ アイ オ イ ニッセイウワ

日本生命お客さま
専用ダイヤル

・受付時間 [24時間365日]

・おかけ間違いにご注意ください。

0120-49-1012 (無料)

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】
0570-022-808

・受付時間 [平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
・携帯電話からも利用できます。
・電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款がおすすめです!

お客さまのスマートフォンやパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。

外出先でも、
ご契約内容の
確認ができ、

万が一の時も、
安心!

紙の使用の削減等、環境保護にもつながります!

お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

はじめてのクルマの保険なら 30点! + ペーパーレス保険証券・Web約款選択でプラス 10点

地球環境に配慮した割引をご用意しています。

※割引の適用にあたっては条件があります。

● ECOカー割引(先進環境対策車割引) ● ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引)



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けします。当社のホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

自動車保険とセットでのご加入を おすすめします！

日常生活には多くの賠償リスクがひそんでいます。

自転車で駐車中の他人の車に傷を付けてしまった



買い物中に商品を落として壊してしまった



子どもが友人の車に飲み物をこぼしてしまった



飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



間違っって線路へ侵入してしまい電車運行を止めてしまった(日本国内のみ)



※上記事例でも、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

もしこのような事故の加害者となった場合、損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることも・・・

判決認容額^(注)

9,521万円

■ 事故の概要

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月判決)

※一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より



(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

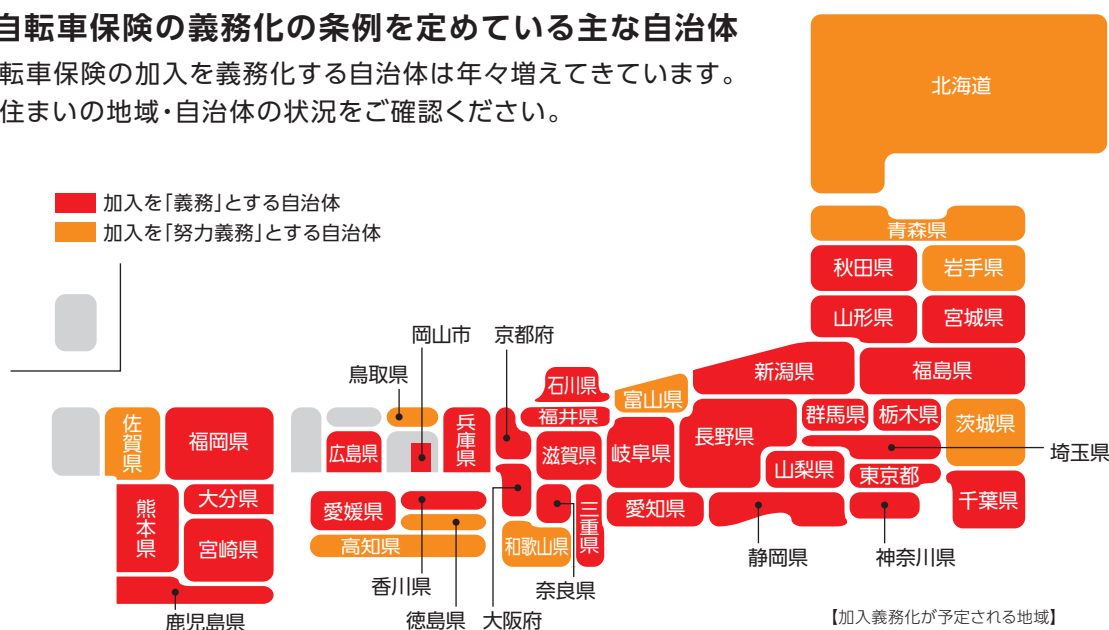
自転車保険の加入義務化が進んでいます。

自転車の重大事故が増えていることから、“被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”のため、高額賠償に備える保険の加入を義務化する自治体が増えています。加入が義務付けられるのは、その自治体に住んでいる場合はもちろん、通勤・通学等でその自治体を通過する場合も含まれます。

●自転車保険の義務化の条例を定めている主な自治体

自転車保険の加入を義務化する自治体は年々増えてきています。お住まいの地域・自治体の状況をご確認ください。

■ 加入を「義務」とする自治体
■ 加入を「努力義務」とする自治体



【加入義務化が予定される地域】
2024年10月:岡山県・山口県
2024年4月:あいおいニッセイ同和損保調べ

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

日本生命グループでのみご加入いただける

日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険

※日本生命グループのうち、日本生命保険相互会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社のみ取扱いがございます。

※ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」に被保険者本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年齢が満89才以下の方となります。

こちらの動画もご覧ください。



ニッセイ個人賠償プラン まるごとマモル の特長

POINT 1

日常生活における賠償事故を無制限で補償(示談交渉サービス付)^(注1)します!

(注1)日本国外での事故に対しては、支払限度額3億円、示談交渉は対象外となります。

POINT 2

同居のご家族、別居の未婚^(注2)のお子さまに加え、別居の父母^(注3)の賠償事故まで補償します!

(注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3)被保険者本人またはその配偶者の別居の父母の方も対象となります。



POINT 3

各自治体の自転車保険加入条例にも対応しています!

各自治体が加入を促進している「自転車事故の賠償に備える保険」には、自転車保険だけでなく、ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」も含まれます!

POINT 4

24時間365日示談交渉^(注4)が可能です!

(注4)話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

POINT 5

基本プランの場合、年間保険料2,360円^(注5)でご家族全員の賠償リスクを補償します!

基本プランの保険金額(保険期間1年)		年間保険料(一時払)
個人賠償責任危険保険金	無制限(日本国外:3億円)(免責金額:0円)	2,360円
傷害死亡保険金 ^(注6)	10万円 ^(注7)	

左記のプランだと、ひと月あたり^(注8)約197円!

(注5)この保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となる場合があります。

(注6)被保険者本人のみ補償(傷害後遺障害保険金対象外特約セット)

(注7)始期日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は2.5万円

(注8)約197円は年間保険料2,360円を月換算したものです。保険料払込方法に月払はありません。一時払のみです。

ニーズにあわせて下記の特約もセットできます!

携行品損害補償特約(1事故限度額型)



ホールインワン・アルバトロス費用補償特約



●ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心身喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
●このページは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」の豆知識」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等)

まるごとマモル